

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（外環状線等沿道特別用途地区）の決定に係る都市計画の案を作成したので、法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和5年2月15日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を決定する土地の区域

京都市山科区大宅烏田町の全部

京都市山科区竹鼻西ノ口町、竹鼻四丁野町、竹鼻サイカン町、竹鼻竹ノ街道町、竹鼻堂ノ前町、東野八反畑町、東野舞台町、東野門口町、東野北井ノ上町、東野片下り町、東野狐藪町、東野百拍子町、音羽野田町、音羽役出町、音羽西林、大宅御供田町、大宅石郡町、大宅細田町、柳辻番所ケ口町、柳辻平田町、柳辻封シ川町、柳辻東浦町、柳辻中在家町、柳辻草海道町、柳辻池尻町、柳辻東潰、柳辻西潰、小野弓田町、小野鐘付田町、小野河原町、小野蚊ケ瀬町、小野西浦、勸修寺東出町、勸修寺平田町、勸修寺閑林寺の各一部

京都市伏見区醍醐上ノ山町、醍醐川久保町、醍醐高畑町、醍醐新開、醍醐御壺ケ下町、醍醐北西裏町、醍醐折戸町、醍醐大構町、醍醐池田町、醍醐江奈志町、醍醐鍵尾町、石田森南町、石田大受町、石田森東町、石田森西、石田西ノ坪、石田桜木の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和5年2月15日から同年3月2日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

(1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)